

令和2年第11回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 2年11月27日(金)  
午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 議 題

(1) 前回議事録の承認について

(2) 議決事項

議案第1号 令和2年度八街市一般会計教育費予算の補正について

議案第2号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部を改正する告示について

議案第3号 八街市郷土資料館の移転について

(3) 報告事項

第1号報告 令和元年度教育費及び災害復旧費歳入歳出決算について

第5 その他

(1) 各課等からの伝達事項

## 八街市教育委員会議事録

令和2年第11回定例会

期 日 令和2年11月27日（金）

開会 午後 1時25分

閉会 午後 2時10分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	並 木 光 男
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	本 田 純 子

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教育総務課長	井 口 安 弘
	学校教育課長	鈴 木 浩 明
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	秋 葉 忠 久
	図書館長	中 澤 ゆかり
	学校給食センター所長	加 藤 房 美
	教育総務課副主幹（事務局）	宮 澤 美知子

## 1. 教育長開会宣言

### ○教育長

ただいまから、令和2年第11回八街市教育委員会定例会議を開会します。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

## 2. 議事録署名人の指定

### ○教育長

議事録署名人に並木委員と本田委員を指定します。

## 3. 教育長報告

### ○教育次長

10月15日から11月26日までの教育長が出席した主な行事についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

10月29日、中央中学校にて、第2回八街市心身障害児・生徒教育支援委員会に出席いたしました。対象児童生徒40人について、特別支援学級等への入級を協議いたしました。

10月30日、教育長室にて、ジュニア司書マイスター認定授与式に出席いたしました。今年度ジュニア司書マイスターに3名が認定され、当日は2名に認定書を授与いたしました。

11月3日、中央公民館にて、やちまた教育の日月間事業「令和2年度親子で楽しむ科学講座」に出席いたしました。千葉工業大学の中川先生を講師にお招きし、「親子で楽しむ暗号の仕組み」と題し、講義をしていただきました。

当日は、感染症対策を行った上で、10組24人の親子が参加しました。

11月10日、特別会議室にて、JICA 帰国表敬訪問に出席いたしました。市内在住で、元千葉市体育教員の服部正氏によるコスタリカ共和国での1年半の活動報告がありました。

11月13日、印旛合同庁舎にて、令和2年度第3回印教連定例常任委員会、第3回印旛地区教育長会議に出席いたしました。

その他は紙面にて報告に代えさせていただきます。以上です。

### ○教育長

ただいまの報告に対して、質問等ありますか。

<質問等なし>

## 4. 議題

(1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

10月15日に開催しました第10回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(2) 議決事項

○教育長

・議案第1号 令和2年度八街市一般会計教育費予算の補正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

令和2年12月定例会に提出する一般会計教育費予算については、歳入の補正はございませんので、歳出のみの補正となります。

補正予算書の4ページをご覧ください。

教育費予算の補正については、補正前の額から757万9千を減額し、補正後の額を30億1千435万4千円にしようとするものです。なお、項ごとの内訳については、補正予算書のとおりとなっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出予算の補正概要をご説明いたします。

補正予算書の35ページをご覧ください。

9款教育費 1項教育総務費 2目事務局費につきましては、補正前の額から83万3千円を減額し、補正後の額を3億2千258万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

特別職人件費 4万9千円の増額は、標準報酬月額の上昇に伴う共済費の増額です。

次に一般職人件費 88万2千円の減額は、職員の休職と部分休業の取得に伴う給料の減額、給与改定等に伴う職員手当等の減額、標準報酬月額の上昇に伴う共済費の増額によるものです。

36ページ、37ページをご覧ください。

次に、2項小学校費 1目学校管理費につきましては、補正前の額から2万9千円を減額し、補正後の額を2億1千460万8千円にしようとするも

のです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費 2万9千円の減額は、給与改定に伴う職員手当等の減額によるものです。

次に、4項幼稚園費 1目幼稚園費につきましては、補正前の額に2万8千円を増額し、補正後の額を1億9千3万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費 2万8千円を増額は、給与改定等に伴う職員手当等の減額と、標準報酬月額の上上げに伴う共済費の増額によるものです。

#### ○社会教育課長

続きまして、5項社会教育費 1目社会教育総務費についてご説明いたします。

補正前の額から20万1千円を減額し、補正後の額を1億1千138万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費19万8千円を増額は、4月1日付け、人事異動による給与、職員手当、共済費です。

37ページをご覧ください。

社会教育振興費39万9千円の減額は、7節報酬 講師等謝礼、11節役務費中 手数料及び筆耕翻訳料で、11月に連合婦人会と共催で実施予定の「輝く女性の研修会」及び、来年の2月に実施予定の「社会教育振興大会」が、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び観覧者、役員の安全確保から中止になったことによる減額です。

#### ○図書館長

続きまして、3目図書館費につきましては、補正前の額に15万5千円を増額し、補正後の額を1億4千256万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費 15万5千円を増額につきましては、標準報酬月額の改定等による共済費の増額補正等です。

#### ○スポーツ振興課長

続きまして、6項保健体育費についてご説明いたします。

1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から366万2千円を減額し、補正後の額を8千722万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費、67万2千円の減額につきましては、時間外勤務手当の減額及び期末手当支給割合の減によるものです。

38ページをご覧ください。

ピーナッツ駅伝大会運営費、299万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、『第64回八街市ピーナッツ駅伝大会』を中止としたことにより、大会運営経費全額を減額するものです。

4目スポーツプラザ費につきましては、補正前の額から267万円を減額し、補正後の額を4千679万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費、74万3千円の減額につきましては、本年4月1日付け人事異動等による減額及び期末手当支給割合の減によるものです。

スポーツプラザ整備事業費、192万7千円の減額につきましては、今年度予定しておりました「スポーツプラザ照明設備改修工事実施設計業務」費用を減額するものです。

「照明設備改修工事」につきましては、令和3年度に施工を予定をしておりましたが、令和5年度に予定しているスポーツ振興くじの助成金対象事業となる「床改修工事」と同時に行うことにより、「照明設備改修工事」についても付帯設備工事として助成金対象工事に含めることが可能なため、二つの改修工事時期を変更し、令和4年度に併せて実施したいと考えております。

この二つの改修工事を同時に行うことにより、スポーツプラザの休館期間を1回に集約できるため、施設利用者への影響を軽減できると考えております。

○学校給食センター所長

続きまして、5目学校給食費について説明します。

補正前の額から36万7千円を減額し、補正後の額を5億5千184万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費36万7千円の減額は、給食センター職員6人分の人件費で、給料、共済費は、4月1日付け人事異動等による減額補正です。職員手当等は、4月1日付け人事異動等による増額補正となっております。

○学校教育課長

続きまして、第2表 繰越明許費補正についてご説明いたします。

補正予算書の5ページをご覧ください。

今回の補正は、繰越明許費の追加2件です。

小学校ICT環境整備事業費及び中学校ICT環境整備事業費の繰越明許費につきましては、GIGAスクール・サポーターに係る業務委託契約の履行期間が3月から5月末までとなっているため、新年度の4・5月分の委託料を繰り越すものです。

○教育総務課長

続きまして、第3表 債務負担行為補正についてご説明いたします。

なお、今回の補正は債務負担行為の追加のみとなっております。

補正予算書の10ページをご覧ください。

教育委員会関係の追加は、(62)からとなりますので、各項目に沿って順番にご説明いたします。

(62)小学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を572万3千円とするものです。

この賃借は、小学校9校に設置したトイレ洗浄殺菌装置等を賃借するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から賃借を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

(63)小中学校自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を160万9千円とするものです。

この業務は、小中学校13校に設置した自家用電気工作物を保安管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

(64)小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を730万3千円とするものです。

この業務は、小学校6校、中学校2校及び幼稚園2園に設置した浄化槽を維持管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

(65)小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を510万円とするものです。

この業務は、小中学校13校及び川上幼稚園に設置した貯水槽を維持管理するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

(66)小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を242万円とするものです。

この業務は、小中学校13校及び幼稚園3園に設置した消防設備を保守点検するもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要がある

ため、債務負担行為を設定するものです。

#### ○学校教育課長

(67)小中学校・幼稚園飲料水水質検査手数料につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を121万7千円とするものです。

この業務は、小中学校13校及び幼稚園3園の飲料水の水質検査を行うもので、年度間の継続性を維持し、4月1日から業務を始める必要があるため、債務負担行為を設定するものです。

#### ○図書館長

(68)社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を35万8千円とするものです。

これは、中央公民館、図書館で使用している受電設備の保安管理を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(69)図書館消防設備保守点検業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を38万5千円とするものです。

これは、図書館の消防設備の保守点検を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(70)TOOL iシステムの賃借につきましては、期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を264万円とするものです。

これは、資料の発注や検索、書籍情報取得のためのオンラインツールの使用料です。いずれも、年度当初から業務を開始する必要があることから債務負担行為とするものです。

#### ○スポーツ振興課長

11ページをご覧ください。

(71)市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を32万7千円とするものです。

これは、中央グラウンドおよび南部グラウンドの受電設備の保安管理を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(72)市営グラウンド等緑地維持管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を482万円とするものです。

これは、市営グラウンド及び市営サッカー場等の緑地の維持管理にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債



務負担行為とするものです。

(73) スポーツプラザ浄化槽維持管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を57万2千円にするものです。

これは、スポーツプラザ浄化槽の維持管理にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(74) スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務につきましては、期間を令和2年度から令和3年度までとし、限度額を24万8千円にするものです。

これは、スポーツプラザで使用している受電設備の保安管理にあたり、4月1日から業務を開始するには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

#### ○学校給食センター所長

(75) 給食センター廃水処理施設維持管理業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を290万9千円とするものです。

これは、第一調理場及び第二調理場、それぞれの廃水処理施設の維持管理にあたり、4月1日から維持管理業務を開始するためには、年度前契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(76) 給食センター自家用電気工作物保安管理業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を37万9千円とするものです。

これは、第一調理場及び第二調理場、それぞれの自家用電気工作物保安管理にあたり、4月1日から保安管理業務を開始するためには、年度前契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(77) 給食センターボイラー保守点検業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を119万2千円とするものです。

これは、第一調理場内にある3台のボイラーの保守点検を行うにあたり4月1日から保守点検を開始するためには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(78) 学校給食配送業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2年度から3年度とし、限度額を2千476万円とするものです。

これは、学校給食を配送するにあたり、4月から学校給食配送を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

(79) 学校給食残渣処分業務につきましては、債務負担行為の期間を令和2

年度から3年度とし、限度額を587万8千円とするものです。

これは、学校給食センターから排出する学校給食残渣処分業務を行うにあたり、4月1日から処分業務を開始するためには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○スポーツ振興課長

12ページをご覧ください。

第4表 地方債補正の廃止について説明いたします。

スポーツプラザ改修事業の廃止限度額170万円につきましては、先ほど歳出補正のところで説明しましたが、スポーツプラザ照明設備改修工事実施設計業務を行わず、予算を減額したことに伴い廃止するものです。

以上で教育費予算の補正についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

・議案第2号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部を改正する告示についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは、議案第2号 八街市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

初めに訂正をお願いします。

資料の5ページ、下から2行目に「この規則は公布の日から施行し令和2年4月1日から適用する。」とありますが、これを「この告示は公示の日から施行し令和2年4月1日から適用する。」と訂正させていただきます。

定例会資料の3ページから6ページまで、お手元にお配りした議案第2号別紙をご覧ください。

この告示は、主に、就学援助費の支給方法の変更と、支給額等の改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

それでは、主な改正点について、ご説明いたします。

1点目は、第6条第4項において、就学援助を認定した場合に、対象となる児童生徒が在籍する小中学校を通じて、就学援助費を支給する場合に限り、当該小中学校の校長に支給額を通知することとしたものです。

2点目は、第9条において、就学援助費を対象となる児童生徒の保護者である申請者に、直接支給することとするものです。なお、例外として、学校給食費は学校給食センターに、医療費は診療した医療機関に支払うこととしております。また、就学援助費を申請者の銀行口座等に直接振り込めるようにするため、別記様式第1号の認定申請書の一部についても改正しようとするものです。

3点目は、第10条において、受領及び返還の委任に関する規定を明記するものです。現状では、認定申請書の「委任・承諾欄」に、保護者の署名・捺印をもらうことで対応しておりましたが、告示に規定することで、法的な位置づけを明確にしようとするものです。

最後に、4点目は、文部科学省から示された令和2年度の児童生徒1人当たりの予算単価及び国庫補助限度単価等に基づき、今年度の就学援助費の支給額及び支給限度額を改定するため、別表第2を改正しようとするものです。

なお、この告示は、公示の日から施行することとしておりますが、支給額及び限度額の改定は令和2年4月1日に遡及する必要があるため、同日から適用するものです。

以上で、議案第2号の説明を終わります。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

##### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は発言願います。

##### ○委員

3ページ中ほどの変更箇所のところですが、「準要保護児童生徒等」から「準要保護児童生徒」となりますが、どのように変わるのでしょうか。「等」を付けなくても支障はないのでしょうか。

##### ○学校教育課長

議案第2号につきまして、定義そのものは変わっておらず、「等」を付ける意味がないため、今回「等」を削除いたしました。また、「等」を付けていることにより、対象ではない児童生徒も入ってしまうといった誤解が生じてしま

うため、今回削除したものです。

○教育長

ほかに質問等ありますか。

<質問等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

- ・続いて、議案第3号 八街市郷土資料館の移転についてを議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○郷土資料館長

議案第3号 八街市郷土資料館の移転についてご説明いたします。

資料の7ページをご覧ください。

この議案は、昨年台風で大きく損傷した郷土資料館について、今年度、施設を解体・撤去しましたので、暫定的な措置として、来年4月から当分の間、同館を中央公民館内で開館することについて、八街市教育委員会行政組織規則第8条第21号の規定により、本定例会の議決を求めるものでございます。

それでは、これまでの経緯と今後の予定についてご説明いたします。

本日、お配りした参考資料の1ページをご覧ください。

昨年の台風15号及び19号でトタン屋根の半分近くが飛散し、壁面が剥離、雨漏りが発生したことから急きょ、臨時休館といたしました。

その後、館内に収蔵されていた古文書については、中央公民館に、民具・農具については、川上小学校の教室に、その他の書籍に関しては、八街北小学校の教室に、それぞれ避難いたしました。

また、市史編さん業務及び資料館再開に向けての準備作業などは、図書館2階 集会室で行ってまいりました。

建物に関しましては、修繕も検討いたしましたが、築30年が経過し、修繕が不可能なため、やむを得ず解体に至ったものであります。

なお、解体費用に関しましては、この6月議会に補正予算として計上し、既に解体も完了しており、7月から事務室を中央公民館内に移転しております。

昨年度末に策定した、中央公民館・図書館・郷土資料館の在り方基本構想のアンケートにも「早く開館してほしい」との意見が多く寄せられたことから、

暫定的ではありますが、令和3年4月から中央公民館 2階 中会議室を利用して、展示業務を再開する予定であります。

郷土資料館設置条例 第3条では設置位置が規定されておりますが、建物を解体し、暫定的に中央公民館内で再開することになるため、特例措置として「郷土資料館は、中央公民館に置く」とする条例改正を、年度内に行う予定であります。

以上が、郷土資料館に関するこれまでの経緯と今後の予定です。

なお、2ページには、被害状況、応急処置、解体後の写真を添付いたしましたので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

### 【質疑応答】

#### ○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定いたしました。

#### (3) 報告事項

・第1号報告 令和元年度教育費及び災害復旧費歳入歳出決算について、事務局の報告をお願いします。

#### ○教育総務課長

第1号報告についてご説明いたします。

資料の8ページをご覧ください。

令和元年度の教育費及び災害復旧費歳入歳出決算につきましては、9月24日から9月30日まで開催された市議会の決算審査特別委員会の会期中、9月29日・30日に行われた文教福祉常任委員会所管事項の審査の中で、「令和元年度八街市一般会計歳入歳出決算書」及び「令和元年度八街市歳入歳出決算に係る主要施策の成果の説明書」に基づく審査を受け、同特別委員会の承認を受けました。

その後、10月2日に開催された市議会9月定例会の本会議において、認定されたものでございます。

なお、決算の概要につきましては、お手元にお配りした「令和元年度八街市歳入歳出決算に係る主要施策の成果の説明書（教育費・災害復旧費抜粋）」の

とおりになっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。  
説明につきましては、以上です。

**【質疑応答】**

○教育長

ただいまの事務局の報告に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、本日の議題については終了といたします。

5. その他

(1) 各課等からの伝達事項

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。  
閉会します。

(別紙)  
教育長報告

令和2年10月15日～11月26日

日付	曜日	時間	場 所	内 容
10/19	月	10:00	特別会議室	表彰審査会
10/21	水	9:10	第1会議室	部課長会議
10/22	木	18:00	中央公民館	八街っ子サポート連絡協議会会議
10/28	水	9:00	笹引小・実住小	北総教育事務所所長訪問
10/29	木	13:30	中央中学校	第2回八街市心身障害児・生徒教育支援委員会
10/30	金	10:00	朝陽小学校	令和2年度体育科自主公開研究会
〃	〃	14:00	教育長室	ジュニア司書マイスター認定授与式
11/1	日	9:30	スポーツプラザ	第16回関東ブロックバウンドテニス選手権大会 千葉県予選
11/2	月	9:10	特別会議室	庁議
11/3	火	10:30	中央公民館	やちまた教育の日月間事業 令和2年度親子で楽しむ科学講座
11/6	金	10:00	特別会議室	第2回八街市国土強靱化地域計画策定委員会
11/9	月	9:15	南中・川上小・二州小・沖分校	北総教育事務所次長訪問
11/10	火	10:00	特別会議室	JICA帰国表敬訪問
11/13	金	14:00	印旛合同庁舎	令和2年度第3回印教連定例常任委員会
〃	〃	15:00	印旛合同庁舎	第3回印旛地区教育長会議
11/16	月	10:00	佐倉市文化財センター	文化財センター理事会
11/20	金	15:30	第1会議室	部課長会議
11/24	火	14:00	八街北小	第7回小中学校長研修会
11/26	木	9:10	特別会議室	一般質問市長答弁打合せ